

平成27年度企業会計決算認定特別委員会
平成28年10月27日（木）
〔委員会の概要 企業局関係〕

中山委員長

ただいまから、企業会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより、平成27年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、平成27年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、平成27年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び平成27年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての計4件の審査を行います。

まず、審査の方法についてであります。企業局関係の以上の4件を一括して質疑し、審査いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、そのようにいたします。

以上4件の各決算の内容については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますので、直ちに質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

企業局会計でございますので、利益を出して当然という厳しい見方がございます。恐らく県民の皆さんも、そういう捉え方をするんだろうと思うんですが、当然ながら、この間、見せていただいた中では利益が出ているということで、その利益の使い道が一つと、それと、例えば、県の一般会計への繰入れという考え方もあるし、そういう方法ですね。それと、あともう一つは、運用という見方もあると思っております。やはりこれから運用というのは、年金の分野でもああいうこともあります。なお石橋をたたいて渡っていくという、やはり出てきた利益に対しては確実に損をしないようにというのがスタンスであってほしいと我々も思いますので、まずはその運用の状況をお聞きして、それから、それ以外の利益金からの貸付けであったり、そういった部分がどのように行われているのかをお尋ねしたいと思います。

川真田企業局次長

黒崎委員から、企業局の利益に対する保有資金の状況について、使い道、あるいは一般会計の繰入れ、運用等について御質問を頂いたところでございます。

まず、保有資金の状況でございますけれども、企業局発足以来、利益をずっと積み重ねておきまして、保有資金は平成27年度末におきまして4会計で186億円ございます。そのうち、用途制限のある内部留保資金が57億円、また、他会計への貸付金、これが、企業局内で資金融通する11億円を差し引いた30億円、計87億円を除き、用途制限のない内部留保

資金は99億円ございます。

その用途制限のない99億円につきまして、どのような運用をされるかということでございますけれども、これについては、電気事業会計では、坂州発電所をはじめといたしまして、非常に施設が古くなっていますので、今後10年でございますけれども、概算で100億円を投じていきたいと考えております。また、工業用水道事業会計では、巨大地震、老朽化対策として、平成24年度から33年度までの間、老朽管路更新等のために概算で86億円を投資していきたいと考えているところでございます。

続きまして、企業局内の資金運用についての御質問もございました。それについてのお答えをさせていただきます。

まず、保有資金は、現金や未収金などの流動資産から未払金などの流動負債を差し引いた額でございます。そのうち、運用可能な現金に限られてまいりますので、企業局の現金については、先ほど黒崎委員がおっしゃったとおり、石橋をたたいて確実に最も有利な方法で運用すべきであるということでございます。これについては、金融機関への預金により運用しているところでございます。預金額は、平成27年度決算では定期預金が113億2,000万円でございます。これが全体の71.1%を占めます。うち、担保定期が19億2,000万円、これは資金ショートを避けるために当座借越のための担保でございます。あと、短期運用94億円、これに関しては、3か月定期で金利引き合いを実施して運用しているという状況でございます。あと、当座預金、これは46億300万円ございまして、28.9%ということで、トータル159億2,300万円ということでございます。

なお、先ほどの資金運用については、3か月定期で信用のおける金融機関で金利引き合いをして運用しておりまして、平成27年度末での利息による運用益というのが2,194万4,963円となっております。うち、金利引き合いを実施した定期に係る預金利息は1,939万4,274円という状況でございます。

続きまして、黒崎委員お話の他会計の貸付け等でございます。これにつきましては、企業局では、4事業のうち電気事業会計、土地造成事業会計におきまして他会計への貸付けを行っている状況でございます。長期貸付の残高合計は平成27年度末で40億6,800万円でございます。電気事業はそのうち39億6,700万円でございます。土地造成事業会計では1億100万円ございまして、貸付先といたしましては、市町村振興資金貸付金特別会計、こちらの方に6億3,846万1,530円を貸付けしております。次に、中小企業雇用対策事業特別会計、こちらの方に5,000万円を貸付けしております。あと、流域下水道事業特別会計、こちらの方に3億2,880万円を貸付けしております。それと、昨日決算審査いただきました病院事業会計、こちらの方に19億5,076万9,229円でございます。

あと、先ほど申しました資金融通ということで、11億円ほど工業用水道事業会計の方に資金融通しております。貸付関係につきましては、低廉な貸付利息で知事部局の政策に資金面から貢献するということが、企業局で定めております企業局の経営計画の中で、行政部門への貸付けを通じて社会貢献を果たすということを実現するものでございます。通常の借入れよりも相当安い金利でお貸しするという状況でございます。

一般会計への繰入れについては、先ほども申しましたとおり、将来的には、電気事業、工業用水道事業等の老朽化対策であったり、耐震化対策であったり、そういったものに使

わなければならないので、ちょっとその辺は難しいのかなと。ただ、先ほども御説明させていただいたような形で、低金利で資金融通をして一般会計を助けていくというような形でございます。

黒崎委員

たくさんの説明を川真田次長にさせていただいたので、ちょっとここを整理しながら言わなければいけないのですけれど、肝腎なことは、一般の行政の方に貸付金も出ているんですが、それは、いわゆる一般の企業であれば、適当な利息を設定して利息をかけて、それで、そこからも利潤を生んでいくというのが普通の考え方なんですけど、そうじゃなくて、極力それは抑えることによって一般県民に貢献していくんだと、そういうスタンスでやっていくということですね。ですから、こういうことで、一般の企業経営会計と言われても、一般の企業とは違うんだということで、社会に貢献していくということですね。このことについては、今後もそういうやり方で継続してやっていかれるということなので、病院事業会計の方にも19億円という金額が入っていると、そういうことですね。

それとあと、運用ということですね。安全な定期預金で運用されているということですが、これは何年とおっしゃいましたか。

川真田企業局次長

3か月定期でございます。

黒崎委員

3か月というのは、やっぱり安全性も考えてですか。それともこれは、やっぱり3か月以上預けていたら資金のショートなどがあるかもわからないということで3か月ということにされているんでしょうか。どうなんですか。

川真田企業局次長

先ほど3か月の根拠についての御質問がございました。これにつきましては、企業局を含みますペイオフが平成17年4月1日から実施されておるんですけども、このときに公金管理委員会というのが設置されておまして、その中で、原則としては、県が借入れをしているところに借りるということで相殺できる、例えば金融機関が潰れたときでも相殺できるというのが基本なんですけれども、それ以外でも、ある程度の安全性があるところに関しまして、資本金が8%以上というのがあるんですけど、そこで短期、3か月以内に関しては預け入れることができるという規定がございますので、それをもって3か月ということでございます。

黒崎委員

3か月ということの根拠は今わかりましたが、これはかなり本数を分けてやっているんですか。それとも、一括でどんとやられているんですか。

川真田企業局次長

先ほど、金利引き合いの具体的な内容についての御質問がございました。平成27年度決算で申しますと、平成28年3月25日に金利引き合いを実施しているのがその決算における最終になるんですけども、預託金3か月で94億円、これの金利引き合いを実施しております。その中で参加したのは、本県に本店、又は支店を置きます10の金融機関、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、みずほ銀行、徳島信用金庫を公募しまして、辞退が4行あったんですけども、それで、金利引き合いの高いもので、30億円と20億円、20億円、9億円、11億円、4億円ということで、それぞれに、そういう枠を設定して、それで金利引き合いを実施して、それぞれに金利を出していただくということでございまして、ちなみに、その当時の平均金利が3か月で0.021%なんですけども、一番高い、徳島信用金庫なんですけど、0.125%ということで、約5倍の金利となったというところがございます。当然、企業局は企業でございますので、そういう資金運用というのも大切な収入源というふうに考えておりますので、できるだけもうかるような形でやらせていただいているという状況でございます。

黒崎委員

これは決算認定ですので、そういった観点からも聞かないといけないのですけれど、これは、どこの銀行にどう入れていくんだというのを最終的に決めていくのは、どなたが決めていかれるんですか。会計責任者が決めるのか、それとも総責任者かな。

川真田企業局次長

どこの銀行にどういうふうに入れていくのか、決めるのかということですけど、先ほど申しました金利引き合いですので、一番高い金利を出したところが選ばれて、そこに入れていくということです。

黒崎委員

だから、そのときに、総責任者は企業局長名ですね。

川真田企業局次長

そうです。

黒崎委員

そういうことですね。それだけ確認したかった。

企業ですから、ちゃんと責任を持って、責任者がチェックを入れながらしてくれると思うので、今後もそういったやり方でしっかりとやっていただきたい。また、そんなことはまだ当分の間ないと思うんですけど、一般の株式市場の運用というのも、年金でもこれは賛否あるんですけど、これについて、まだとやかく言う企業局ではないとは思いますが、将来的には、やはりもうちょっと自由な運用というのも、安全パイだと判断できるようなことがあるならば、そのあたりのことも検討の余地ありと私は若干なりにも思っているん

ですけれども、そのあたりについて、企業局長、どのようにお考えになっておられますでしょうか。

黒石企業局長

企業局の保有資金の運用ということなんですけれども、現在、銀行の定期預金で金利引き合いということでやっております。株に行く前に、国債、県債という判断もあるんですけれども、そこにつきましては、現在のところは、10年物の国債が御承知のようにマイナス金利になっているという、県債においても0.02%という段階になっていますので、現時点では今のような状態でやっていくのかなと思っております。将来的にはどう運用するかという話になるんですけれども、安全を第一となっていますし、これは公金管理委員会の方で公金の方針を決めています。現在のところ、株というのは、そこまで踏み込んだ考え方はまだその委員会においても出されていないということで、現時点においては、今の安全安心な運用ということでさせていただきたいというふうに考えております。

黒崎委員

わかりました。引き続き安全安心な運用でしっかりとお願いをしたいと思います。

上村委員

私の方からはいろいろお聞きしたいと思うんですけれども、一つは、電気事業会計で、電力システムの改革が今後あるんですけれども、その影響について、電気事業会計でどう捉えているかということと、それと、風力発電、太陽光発電の施設とか、水力発電の施設とか、老朽化の問題もあるので、今後予想される施設整備の内容、修繕、耐震化などの経費の見積りと、その費用手当の計画についてお伺いしたい。それに関連して、坂州発電所の機能に関して、追立ダムの堆砂状況、今後の対策ということで去年も話があったと思うんですけれども、この取組がどういう状況になっているのかと。それから、自然エネルギーの比率を2030年までに県は37%に引き上げるという計画を持っているんですけれども、この計画と県の電気事業の取組というのはどう関係してくるのか。県としては今、風力に取り組んでいませんけれども、今後、太陽光発電、風力発電とか、また水力発電など、発展していく計画があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

大塚電気事業担当室長

まず、電力システム改革の影響について御質問を頂きました。電力システム改革は3段階で進められておりまして、平成27年4月からの第1段階では、国へ卸供給事業者の届出が必要でありましたので、平成27年6月に届出を行っております。それから、平成28年4月からの第2段階では、電気事業の類型見直しによりまして必要となりました発電事業者の届出、これを平成28年4月に行いました。発電事業者となったことによりまして、経済産業大臣の供給命令に従う義務とか、国への各種届出とか報告が義務付けられるということとはあり、さらに、広域的運営推進機関への加入が義務付けられるとかいうのもあるのですが、これまでの経営環境に影響を及ぼすというものではございません。それから、平成

32年4月からの第3段階では、発送電部門の法的分離、これが実施されますが、当局の電気事業は送配電設備を所有しておりませんので、現時点では特に必要な手続はないと考えております。

一方、本年4月から家庭とか中小企業などの電力市場が開放されまして、新たな電気事業者が供給できるということになったことや、今後、発送電分離も控えているということで、電力市場の競争が進んで市場価格が低下傾向ということになれば、今後の売電料金への影響などが懸念されるというところがあります。このため、今後におきましても、企業局の電気事業の健全経営を継続するために、電力市場の動向とか、それから、ほかの公営電気事業者の対応状況などの情報収集に努めまして、的確に対応できるように努めてまいりたいと考えております。

それともう一つ、施設の老朽化・耐震化対策の経費と財源という御質問を頂いております。水力発電所は、那賀川水系の坂州、日野谷、川口等がもう50年以上経過しております。勝浦川水系の勝浦発電所も運転開始後39年が経過して老朽化が進んでおります。また、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震への対応も急務となっております。このため、2年ごとに今後10年間を見通した電気事業長期工事計画を策定して、機器の取替えとかオーバーホールなどの改修工事、発電所の老朽化対策を図るための大規模改良工事とか施設の耐震化を計画的に実施しております。これらの費用につきましては、平成27年度から平成36年度までの長期の工事計画では、100億円程度を予定しております。これらの財源につきましては、電気事業の運営で得た利益と、将来の設備改良のために積み立てた減価償却費等の内部留保資金、これを充てることとしております。今後につきましても、さらなるコスト縮減に努めまして、着実に対策工事を進めてまいりたいと考えております。

原田工務課長

ただいま、追立ダムの堆砂対策の取組状況についての御質問を頂きました。追立ダムにつきましては、現在、国土交通省の管轄になっておりまして、県から国土交通省に移管された後、長安口ダム堆砂対策事業において追立ダムの土砂撤去が行われております。追立ダムの上流約2.3キロメートルの範囲におきまして、平成21年度から堆砂を除去しまして、土砂還元として長安口ダム下流に置き土をされております。平成26年度までの実績のデータしかございませんけども、追立ダム貯水池から約27万立方メートルを除去されております。

追立ダムの堆砂対策につきましては、国が長安口ダムにおける恒久的堆砂対策の実施内容を検討する中で、国土技術政策総合研究所や土木研究所の専門家などによる長安口ダム貯水池機能保全技術会議が平成27年11月11日に設置され、平成28年3月9日に開催された第2回会議におきまして、恒久的堆砂対策として、追立ダムを貯砂ダムとして活用し、追立ダム及び貯水池から除去した土砂を長安口ダム下流までベルトコンベヤーで運搬する案が最も有効であることがこの会議で確認されております。企業局といたしましても、追立ダムの堆砂対策としましては、国が実施する恒久的堆砂対策が早期に着手できるよう、協力してまいりたいと考えております。

湯浅電力課長

ただいま、企業局での今後の自然エネルギーの新たな取組につきまして御質問を頂きました。

徳島県におきましては、自然エネルギーの導入目標は、電力自給率で、2020年度、平成32年度でございますが、25%、2030年度には37%と、国を大きく上回る数字目標を設定しまして、国に対しても2030年に30%を超える意欲的な目標設定へと引き上げるよう提言しているところでございます。

このような状況の中でありまして、企業局におきましては、既存の水力発電所のほか、平成13年度には佐那河内の風力発電所、平成25年度にはマリンピア沖洲太陽光発電所及び和田島太陽光発電所を建設するなど、自然エネルギーの積極的な導入を行ってまいりました。太陽光発電所につきましては、現在、2か所とも順調に運転しておりまして、その良好なデータを公表することによりまして、さらなる普及につながればと考えております。また、今年7月には川口ダム自然エネルギーミュージアムを開館いたしまして、自然エネルギーの普及啓発にも努めているところでございます。

このように、既に風力とか太陽光など自然エネルギーの導入を行ってきたところでありますが、今後、新たな自然エネルギーの導入に当たりましては、採算性や民間事業者への影響を考慮するとともに、技術開発の進展や社会情勢の動向を注視しつつ、関係部局とも情報交換を密にしながら、更に調査研究を行い、あらゆる可能性を追求してまいりたいと考えております。

上村委員

あらゆる可能性を追求していくということでは、この電気事業部門については、場合によっては拡充していく可能性もあるというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

湯浅電力課長

新たな自然エネルギーにつきましては、特に採算性の部分で問題がございますので、先ほども申しましたけども、新たな技術開発が進みましてコストの削減とかが進んだ場合には、地元とかの調整も必要となるとは思いますが、そういう状況が出てきたときには、すぐ取りかかれるように調査研究を進めていきたいと考えております。

上村委員

ということは、当面、今の事業のままで進めていくということですかね。

湯浅電力課長

現在のところ、具体的な開発についての案はございません。

上村委員

民間でも太陽光発電とかが今どんどん進出してきているので、県として新たに取り組むということについては慎重に考えなくてはいけないかなと思うんですけども、もし可能

性があれば、是非自然エネルギー活用で県としても積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思うところです。

次なんですけれども、工業用の水道事業会計についてお聞きしたいんですけれども、この工業用水道事業会計については、吉野川の北岸工業用水の契約有収率というのがなかなか伸びないと、66%程度ということで報告がありましたけれども、今後、これは伸びる可能性があるのか、これを伸ばすための何か取組をしているのか。それと、2年ごとにユーザーに対してアンケート調査をされているとお聞きしましたけれども、ちょうど去年がその年だったかなと思うんですけれども、このアンケート調査は既に実施されたのか、実施されているのであれば、その内容と結果と、今後、この工業用水道事業会計で改善する課題とか、わかったことがあれば教えていただきたい。

それと、もう一点、阿南工業用水道事業の方が契約水量が増加しているようなんですけれども、何かこれは変化の要因があったのか。

それと、もう一点、未売水対策もこの間ずっと問題になってきていますけれども、これについての取組はどうなっているのかということをお聞きしたいです。

桑村経営企画戦略課政策調査幹

ただいま、上村委員から4点ほど御質問を頂きました。

まず、吉野川北岸工業用水道の契約有収率66%であることについてでございますけれども、契約有収率につきましては、契約水量を給水能力で割った割合でございます。現在、契約水量は日量10万5,570立方メートルでありまして、給水能力が16万立方メートルでありますことから66%という値になっております。吉野川北岸工業用水道につきましては、昭和43年からの運営でございます。当初3社の事業所から始めまして、その当時の有収率が20%ございました。年月が流れまして、最終的に今現在は22社のユーザー企業数になっておりますけれども、3社から22社までの企業数の増大とともに水量もアップしており、有収率につきましても変化しているところがございます。現在66%ということになっております。しかしながら、近年、各企業さんとも、設備投資の抑制でありますとか、工業用水の循環利用など、効率的な水利用の対応に取り組んでおりますことから、契約水量の増加という面では非常に厳しい状況でございます。

企業局の取組といたしましては、そういう状況ではありますけれども、現状の契約水量確保に加えて、機会あるごとに新たな需要の開拓のために、現在ありますユーザー様に対して営業活動をして増量をお願いすること、それとともに、毎年度、営業活動を行っており、本年度につきましても引き続き営業活動を行い、ユーザー企業様だけでなく、今現在ある工業用水管路から距離が比較的近く、工事の必要が余りない新たな企業も開拓いたしまして、営業活動を行っていくこととしております。

それから、二つ目のアンケート調査についてでございますけれども、委員おっしゃるとおり、2年に一度、工業用水道につきましては、より一層のサービス向上のためにアンケート調査を行っているところでございます。吉野川、阿南の両水道に対しまして、満足度調査ということで、直近では平成28年1月にアンケートを実施いたしまして、吉野川・阿南合わせまして32事業所ありますが、32社から御回答を頂いているところでございます。

アンケート調査を実施しましたので、企業からの意見ということでございますけれども、「地震等の発災があった場合、そのときの情報を共有してほしい。」それから、「発災後は、被害が出た場合には早期復旧をしてほしい。」それから、老朽化が進んでおりますので、先ほどの耐震もありますけれども、「老朽化・耐震化工事をしっかり行っていただいて安定供給に努めてほしい。」それから、湧水対策につきまして、阿南工業用水の方ですけれども、「地下送水設備の、適切な運用をお願いしたい。」とのこと。また、「工業用水道の水質、これについて情報提供をしっかりとしてほしい。」それから、耐震や老朽工事に対しまして、「断水工事をする場合には早めに連絡を頂きたい。」このような意見を頂いているところでございまして、それぞれの意見に対しまして、既に取り掛かっているところでございますので、引き続き要望に応じていきたいと思っております。

それから、三つ目の御質問でございますけれども、阿南工業用水道の契約水量のアップの件でございます。これにつきましては、阿南工業用水道契約給水量が、平成26年度から平成27年度で日量で 900 立方メートルの増量となっているところでございます。この増量につきましては、倉敷紡績株式会社徳島バイオマス発電所への供給でございまして、この発電所への給水につきましては、平成26年度12月に最初の給水の申込みがございました。建設のための工事に使用するための雑用水ということで、平成27年1月から日量 100 立方メートルを供給し始めております。その後、平成27年度に入りまして、その発電所の建設が進みまして、発電所の設備がほぼ完成し、本格稼働に向けた試験運転を始めることから、平成27年12月から給水量を増量して 1,000 立方メートルの供給をしているところでございます。最初に申し上げた雑用水の 100 立方メートルから今現在 1,000 立方メートルになったことから、差引き 900 立方メートルの増量となっているところでございます。

それから、四つ目の未売水対策の関係でございますけれども、今現在、吉野川北岸と阿南両方合わせまして、給水能力 25 万 3,000 立方メートルに対しまして契約水量が 18 万 2,070 立方メートルでございます。差引き日量 7 万 930 立方メートルの未売水があり、契約有収率につきましては全体で 72% となっているところでございます。

企業局における未売水の対策といたしましては、工業用水道の配水管の周辺の企業に対しまして、先ほど申し上げましたけれども、新たな給水、それから増量調査を行い、ニーズ把握に努めるとともに、企業訪問を行うとともに積極的に営業活動をして、現在、地下水を使っているのであれば、その転換でありますとか、新たな水量が発生するのであれば、その増量依頼などの営業活動も行っているところでございます。平成27年度の実績につきましては、給水企業 11 社につきまして営業活動を行いました。既存のユーザー様が 10 社、新たなユーザー会社で 1 社ということで、11 社に訪問して営業活動をかけているところでございます。引き続き今年度も各企業様に営業活動をしていく予定でございます。

上村委員

丁寧な御説明ありがとうございました。

湧水対策は以前から問題になっていると思うんですけれども、なかなか有効な手立てがないとお聞きしていますけれども、この間、ずっと雨が少なく、湧水になると真っ先にやっぱりこういった工業用水が切られるというところで、そういった要望も高いんだと思

うんですけれども、この渇水対策については、なかなか難しい問題と思うんですけれど、何か調査研究して、こういう方向でというものがあれば教えていただきたいと思います。

桑村経営企画戦略課政策調査幹

ただいま、渇水対策について御質問を頂きました。今現在、企業局におきましては、特に渇水の状況が発生する県南の阿南工業用水道につきまして、地下送水設備を設置しております。これにつきましては、平成18年に第1送水設備、それから平成20年に第2送水設備と、二つの送水設備を配置しまして、渇水が取水制限30%以上になったときに稼働させております。それで、取水制限が30%発生した場合に運転を開始しますが、能力的には30%制限が発生したとしても通常どおりの給水量を賄える水量となっております。今後の取組といたしましては、今ある地下送水設備の老朽化も進んでいるところでございますので、これを末永く安定して使っていくために修繕等をしていきたいと考えております。

上村委員

大体わかりました。引き続き、是非未売水対策に頑張ってくださいと思います。

それとあと、駐車場の関係ですけれども、藍場浜の駐車場も、利益は出てますけれども、収益が減少傾向にあるということで、周りにいっぱい民間の安い駐車場も増えてきていますけれども、それとの競合の関係もあるのかなと思うんですけれども、今後の展開についてどうお考えになっているかということと、松茂の駐車場については利用台数が減少してきていると。これも周りに安い駐車場がたくさんできてきたということもあると思うんですけれども、これについてもどういった手立てをとっていくのかと。今後も、駐車場については、この二つは県が維持管理していく方針に変わりはないようですけれども、この二つの駐車場について、赤字は出ないとしても、だんだん収益が減っているという現状に対して、何か新たな取組とかいうことは考えられているんでしょうか。

桑村経営企画戦略課政策調査幹

今、上村委員から駐車場関係で質問を三つほど頂きました。

まず、駐車場事業の純利益の減に対する御質問ですけれども、平成27年度決算におきまして、純利益につきましては1,469万2,000円でございます。一昨年度、平成26年度につきましては2,596万円と、差引き1,126万9,000円の減で純利益が減となっております。この減の大きな要因といたしましては、まず一つは収入の減ということがございまして、平成27年度から新たな今現在の指定管理者の指定管理期間が始まりまして、指定管理者からの固定納付金という額が企業局に入るわけなんですけれども、平成26年度は8,000万円でございます。指定管理期間が変わりましたことによって、その額が平成27年度から7,500万円になったことから収入の減が発生しているところでございます。もう一つの要因といたしまして、今度は支出の関係でございますけれども、修繕費の増というのが原因でございます。平成27年度につきましては、藍場町の地下駐車場におきまして排水路の修繕工事を行ったところでありまして、これにかかった経費が平成26年度に比べて増えたということで支出の増となっております。このように収入の減、それから支出の増がありま

したことから、前年度に比べまして純利益が減少したところになっております。

純利益の減については以上のようなことですが、駐車台数の方を見ますと、前年度と比較して、台数につきましては、平成27年度の利用台数が二つの駐車場を合わせまして21万1,125台、それから、前年度比較といたしましては、1万5,212台の増加となっております。駐車場別で見ますと、藍場地下駐車場が15万4,561台で、前年度と比べまして1万5,318台の増加、それから、松茂駐車場では5万6,564台と、若干ではありませんけれども、106台の減少というところになっております。今後とも、指定管理者と連携しながら、利便性の向上を図りながら利用者増に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、二つ目の質問で、今も少し申し上げましたが、松茂駐車場の利用台数減への対策ということでございますけれども、先ほど申しましたように、平成26年度に比べて106台の減ということでございます。松茂駐車場につきましては、有料と1時間無料という無料の区分がありまして、その区分で見ますと、有料につきましては2万9,587台ということで減っておりまして、逆に、無料駐車場、こちらについては2万6,977台と3.3%ほどの増ということになりまして、有料が減って無料が増えている状況でございます。どうしてこういうふうな状況になったかと調べてみたところ、考えられるのは、有料駐車場の減少につきましては、周辺に民間駐車場が多くあること、それで、より料金の低い民間駐車場に流れたのではないかと考えているところでございます。それから、松茂駐車場につきましては、高速バスの利用者がよく利用する駐車場でございます。高速バスの利用者の人数も調べてみました。平成27年度は平成26年度と比較して減少しておりまして、1万1,162人の減少でございますので、それが駐車場の減の要因になったということを考えております。このような状況を受けまして、企業局といたしましては、今後、松茂駐車場の優位性であるゆったりした駐車区画の広さでありますとか、1時間が無料であるということで、隣接する物産館への買物に便利だということも含めまして、企業局のホームページでありますとかSNS等、あらゆる機会を通じまして積極的に周知を行っていかうとしているところでございます。

それから、三つ目の老朽化の関係でございますけれども、地下駐車場の施設であります藍場町地下駐車場、建設から40年以上たっておりまして古くなってございますけれども、駐車場事業につきましても、長期工事計画を立てて、計画的に修繕等を行っていくことにしております。既に平成18年度に劣化とか耐震診断を行っておりますので、耐震工事についてはもう既に完了しているということで、今後は、安全安心の観点から、泡消火設備でありますとか監視カメラの取替えをしていかうと考えております。それで、利便性の向上につきましては、定期料金の値下げとか、それから、平日の上制限の導入、泊まり料金の値下げなどを行っておりますことで、安全安心と併せて利便性の向上にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

上村委員

藍場町の地下駐車場について、指定管理者の変更に伴って固定収納金が8,000万円から7,500万円に下がったと言われたんですけども、これは、ちょっとその辺の事情がよくわ

からないのでお聞きしたいんですけど、なぜこんなふうに 500 万円引き下げられたのか、お聞きしたいんですけど。

桑村経営企画戦略課政策調査幹

指定管理者制度につきましては、指定管理者から提案を受けて、期間である 3 年間、どのような管理をしていくとか、サービスをどうしていくなどの提案と、どういうふうな収益実績で運営していくということがございます。過去の例を見ますと 8,000 万円であったんですけども、指定管理者も企業でございますので、ある程度の収益を見込まなければならぬということで、過去、収益がそれほど出ていない状況もあって、サービスとの兼ね合いもありますが、今回提案してきたものが 7,500 万円であり、結果的に下がったという形でございます。

上村委員

指定管理者が変わったことで収入が減るとするのは、ちょっとこれは問題じゃないかなとは思いますが、指定管理者制度を設けたというのは、やっぱり県が管理するよりも経営効率がいいというような点もあると思うんですけども、この点については、競争ですというようなこともしていると思うんですけども、引き下げられることがないように是非努めていただきたいなと思うんですけども、こういったことは無理なんじゃないかな。

桑村経営企画戦略課政策調査幹

指定管理の競争ということですが、指定管理者につきましては、各企業から公募といたしますか、提案を頂いております。今回につきましても、今現在、指定管理者はおりますけれども、決定の段階では 2 者から応募がありまして、それで今現在の 1 者に決まったということでございます。

上村委員

ということは、その 2 者とも 8,000 万円より低い金額を提示されたということですか。

桑村経営企画戦略課政策調査幹

はい、そうでございます。

上村委員

なかなか企業相手ですので苦勞もあると思うんですけども、是非収益が下がらない方向で頑張っていたいただきたいなと思います。

それと、川口ダムの自然エネルギーミュージアムの活用について、ちょっと話をされていましたが、知事も、今年、もっと活用を広げていこうということをおっしゃっていましたが、この川口ダム自然エネルギーミュージアムというのは大変好評と聞いています。今後、どのように活用を広げていくのかということが、計画があれば是非教えてい

ただきたいなと思います。

川真田企業局次長

ただいま、上村委員から川口ダム自然エネルギーミュージアムの来館者確保についての御質問がございました。7月23日のオープンから、10月25日現在までの来館者は、8,185名でございまして、夏の間は、7月は1,100名余り、8月は4,000名余り、9月、10月と1,300名、1,073名ということで、若干減ってきているということで、これに関しましては、広報用のプロモーションビデオやパンフレットの作成、あるいは、初年度の認知度向上のために、新聞、テレビ、ラジオでのミュージアムの周知等、あるいは、インフラツーリズムということで、ツアーの企画であるとか、教育委員会への働き掛け等々を実施して、また、あるいは、様々な企画をして来館者増を確保していきたいと考えているところでございます。

上村委員

わかりました。是非入場者も増えて、これが地域の活性化につながるように頑張っていたきたいなと思います。

島田委員

1問質問させていただきたいと思います。企業局の中で、自然エネルギーの部分で、特に事業でいうと太陽光発電が大きい事業をやられていますけども、これに関しては買取制度が20年と限定されていると思います。今後の動向もあるんですが、その中で、20年の限定ということは、今、もう3年終わっているということで、あと17年後の見通しとか終わった後、どうされようとしているのか、お聞きしたい。

湯浅電力課長

17年後の太陽光をどうするかという御質問でございしますが、企業局では、先ほど申しましたけども、県内の自然エネルギーによる自給率の目標達成にも寄与するため、今後、太陽光発電所につきましても、発電設備の適切な維持管理によりまして、買取期間終了後も、関係部局と調整の上、発電を継続していきたいと基本的には考えております。

島田委員

でも、今は金額が決まっていますけど、20年後は決まってないということで、採算がとれるかとれないかという問題があると思うので、その際、終わった場合に撤去費用を計上されていると思いますけども、総額でどれぐらいの金額を撤去費用として計上されていますか。

湯浅電力課長

20年後に廃棄するときの経費といたしましては、太陽光発電設備を仮に廃止することとなった場合には、コンクリートの架台とか、鉄の部分もございまして、それとあと、

大半を占める太陽光パネル，その他機器がございます。それで，その費用としまして，主に人件費に当たります撤去費用，それと，先ほどの太陽光パネルの処分費用などがございます。それを20年後に仮に撤去するとしますと，だいたい1か所2,000キロワットの太陽光発電所で，平成24年に工事を計画しましたが，その当時で8,500万円必要であろうと見込んでおります。それで，現在，マリンピアと和田島の2か所を運営しております。その費用としまして毎年850万円を引き当てております。

島田委員

年間850万円ということですから，トータルすると20年間で約2億円近い撤去費用が要するという計算ですけれども，これ，逆にそれより少なかったら過剰な積立てみたいになるし，それが逆に，20年後に2億円以上要るのであれば，そのときに大きい金額の負担が来るかもしれない。20年後も買取り制度が続くかもしれないという動向もあるので，その850万円というのが適正かどうかというのは，今のところ3年間，その積立てをやっているみたいですが，20年間ありますので，私は，やっぱり随時見直しというか，例えば3年置きとか5年置きに，今，国の政策とかの関係もあると思いますので，見直していただきたいと思いますけれども，そこら辺はどうお考えですか。

湯浅電力課長

撤去した場合の費用の見直しについてでございますが，実は，計画当時は，吉野川工業用水道に50キロワットの企業局の設備がございまして，その設備を撤去した場合ということで算出しておりました。それで，島田委員からも御指摘のあったように，マリンピアとか和田島は2,000キロワットの設備でございまして，その当時と比べましても，パネルとかの費用も下がってきておりますし，かなり違うのではないかとということで，平成26年の9月ごろに，改めて算出を行いました。それによりますと，概数でございますが，1か所当たり7,000万円程度ということでありまして，当初，計画で1か所8,500万円を見込んでいたということで，十分な金額が今のところは引き当てられていっていると考えております。

島田委員

今のところちょっと下がっているということですから，その引当金もこれから検討していただいて，やっぱり何年かごとには見直していただいて，その引当金が正当かどうかというのを見極めていただけたらと思うので，これを要望として終わりたいと思います。

長尾委員

見直しということがあったので，ちょっと思い出してお聞きするんだけど，26年前，平成3年のときに，企業局は企業局手当というのがあったんだよね。あのとき企業局手当は何%だったかな。

川真田企業局次長

今、長尾委員の方から企業局手当について御質問がございました。企業局手当につきましては、当時は、本局の一般職員の給与月額の 4%、総合管理事務所管理職員の給与月額 3%、総合管理事務所の一般職員の給与月額 9%を定率で支給していたという状況でございますけれども、平成18年12月に廃止をしております、平成19年1月からは特殊勤務手当の一つということで設定をしまして、月額 1 万 3,000 円をそういう作業に当たる者について支給するというところで変更させていただいているところでございます。

長尾委員

当時の企業局手当というのは、全国都道府県で見ても、確か一番高いパーセントだったと。これで質問したときに、企業局長だけがもらってなくて、みんなもらってたんだね。それを企業局長に聞くと、企業局長はなかなか答弁ができない。私も土木の出身だったので、当時、同級生とか、土木の連中が、同じ県庁の中にいて、人事異動で企業局に行くと給料が上がると。それは、普通の今のダムとかで勤務でない人たち、ここにいる人全部に企業局手当があつて、これはおかしいということで、私は見直しを指摘して、当時、企業局手当で 7,500 万円ぐらいあったんじゃないかと思うんだけど、平成18年にこの日本一高かった企業局手当を廃止した。それで、当時、何で企業局手当がそんなに高いのかと聞いたときに、企業局長の答弁は、一つは山間へき地の仕事だと。確かにダムは山間へき地だけど、県庁にいる人は山間へき地ではないと。もう一つは、24時間精神的な苦痛があると。今度は消防防災課だって同じじゃないかと。それで高いんだというお話があったんだけど、でも、それは、努力して見直しされたということは評価をしているわけで、そういう中で、私は、少なくとも山間へき地で頑張っている人は、企業手当を付けてあげるべきだと。当時は、山間へき地じゃなくても、徳島市内からコントロールができるということで、総合管理事務所にコントロールできるところを作って、あっちに行かなくてもあそこでやれると、こういう工夫もして徐々に変えていったと。今聞くと、1 万 3,000 円を、そういう、遠隔地でやっている人には付けているという話なんですね。

川真田企業局次長

どのような職員にそういう手当が支払われているのかということで御質問がございました。これについては、総合管理事務所というのが徳島市新蔵町にございますけれども、電気・工業用水安定供給を行うに際しまして、24時間態勢で運転管理・監視を行っております、また、発電、ダム管理ということで川口ダム管理事務所にも職員がいるんですけども、そういった職員は、ダムの管理、工業用水を誤ることなく、県民の生命、経済等に重要な影響を与えることのでございますので、職員は昼夜、休日でも所在を明らかにして、緊急時にはすぐに駆けつけて対応ができる態勢をとっており、非常に精神的にも負担にあり、現場も行っているので、1 万 3,000 円を支給しております。具体的に申しますと、平成27年度で申しますと、63名の職員に支給している状況でございます。あと、その他の管理職等、手当の対象外の人がそういう危険なことをした場合には、日額で 650 円が支給されると、そういう制度でございます。

あと一点、先ほどの訂正なんですけど、平成3年当時は12%が支給されていたそうです。そこからまた先ほど申したところまで行って、更に1万3,000円まで下がったという状況でございます。

長尾委員

確か僕の記憶では12%ぐらいだったような気がしたんですけどね。全国で一番高かった。それで、当時は175名の企業局職員に全部が配られていたのかな。今は総合管理事務所やダム管理事務所の職員だけという話で、24時間精神的苦痛がという話なんですけど、24時間精神的苦痛というのは、例えば、警察官で24時間パネルを見て、いろんな電話がかかってきて対応する人もおれば、消防で24時間の人もおれば、そういう人との給与の比較というのはどんな感じなの。

川真田企業局次長

この1万3,000円に関しまして、どういった形で定められていったのかという記録は今ございませんけども、やはりそういったほかの勤務手当等も勘案しながら当時は定められていったものと考えております。

長尾委員

随分改革されたのは先ほど申し上げたように評価しているの、適切な報酬になっているということは、やりがいということももちろん大事ですから、是非ひとつ事故のないように、またいろんな老朽化の問題や何だかんだとあるようですが、頑張ってくださいと思います。

中山委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもちまして質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました、平成27年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、平成27年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、平成27年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、及び平成27年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての計4件については、可決及び認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、以上の4件は、可決及び認定すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決及び認定すべきもの（簡易採決）

平成27年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
平成27年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
平成27年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
平成27年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

これをもって、企業局関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、3日間にわたり、終始御熱心に御審査を賜り、また、委員会運営に格段の御協力を頂きましたことを厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また黒石企業局長さんをはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度で審議に御協力を頂き深く感謝の意を表する次第であります。

今後におきましても、審査の過程において各委員から表明されました意見並びに要望を十分尊重せられ、施策の推進に当たられますよう、よろしくお願い申し上げます。

時節がら、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

黒石企業局長

一言、お礼を申し上げたいと思います。本日は、長時間にわたり貴重な御意見、御指導を賜りまして、ありがとうございました。

企業局といたしましては、地方公営企業の本旨であります公共の福祉の増進に努めますとともに、経済性を最大限に発揮し、なお一層の経営努力を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも、よろしく御指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。

中山委員長

これをもって、企業会計決算認定特別委員会を閉会いたします。（11時45分）